

各部活動報告

| 部名 | 活動内容 | 頁 |
|----------|--|----|
| 総括部 | 被災地の避難所運営への職員派遣 (R6. 1. 6～当面の間) | 5 |
| 秘書・広報部 | 市公式ホームページ、SNSにおける情報発信 | 6 |
| | 市民からの問合せへの対応 | 7 |
| 財政・被害調査部 | 市税の手続き、納付等に関する期限の延長 | 8 |
| 保健衛生部 | さいたま市立病院DMATの派遣 (R6. 1. 12～R6. 1. 17) | 9 |
| | 保健師等の職員派遣 (R6. 1. 14～R6. 3. 1) | 10 |
| 福祉部 | 災害義援金箱の設置 (R6. 1. 4～R6. 12. 27) | 11 |
| | 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給 | 12 |
| 環境部 | 災害廃棄物処理支援への職員派遣 (要請に備え、体制準備) | 13 |
| 復旧計画部 | 被災宅地危険度判定への職員派遣 (要請に備え、体制準備) | 14 |
| 施設復旧部 | 市営住宅の提供 (R6. 1. 10～当面の間) | 16 |
| | 下水道施設の被災調査への職員派遣 (R6. 1. 11～当面の間) | 18 |
| | 応急仮設住宅の建設等への職員派遣 (R6. 2. 5～R6. 2. 18) | 19 |
| | 被災建築物応急危険度判定への職員派遣 (要請に備え、体制準備) | 20 |
| 消防部 | 緊急消防援助隊出動に備えた情報収集 | 21 |
| 水道部 | 応急給水活動への職員派遣 (R6. 1. 2～R6. 1. 4) | 22 |
| | 応急復旧活動への職員派遣 (R6. 1. 2～R6. 1. 4) | 23 |
| | 応急給水活動への職員派遣 (R6. 1. 6～R6. 1. 10) | 24 |
| | 応急給水活動への職員派遣 (R6. 1. 14～当面の間) | 25 |
| | 応急復旧活動への職員派遣 (R6. 1. 16～当面の間) | 26 |

活動報告書（令和6年1月16日）

総括部（防災課）

対 応

1 業務内容

被災地の避難所運営への職員派遣

2 応援枠組み

国の「応急対策職員派遣制度」に基づく、対口支援方式による職員派遣

3 派遣先

石川県 七尾市 ※避難所3カ所

（山王小学校、御祓地区コミュニティセンター、七尾総合市民体育館）

4 派遣者

さいたま市職員 10名

※1チーム10名で編成し、5日間交代

5 派遣期間

令和6年1月6日（土曜日）から当面の間

※1月6日（土）から8日（月）まで、情報収集のため、先遣隊2名を派遣し、その後、9日（火曜日）から10名体制で被災地支援を実施。

6 今後の対応

避難所対応業務に対する職員派遣については、被災地の状況を踏まえ、継続的な支援を行う。

物資支援については、引き続き被災地のニーズの情報収集に努め、対応を検討する。



活動報告書（令和6年1月16日）

秘書・広報部（広報課）

対 応

1 業務内容

各部の活動状況について、市公式ホームページや市公式 SNS における情報発信を行い、本市の活動支援の広報を行う。

(1) 市公式ホームページ

- ・メインビジュアルに掲載
- ・支援状況のまとめサイトを作成し、「大事なお知らせ」に掲載



(1月12日から)



(1月10日から)

(2) 市公式 SNS での情報発信

- ・ X (旧 Twitter) にて、各部の支援状況を情報発信
- ・ LINE 待受け画面のトップにまとめサイトを掲載



(1月2日から)



(1月10日から)

2 今後の対応

各部の活動状況について、引き続き、本市の活動支援の広報を行い、今後の新たな支援活動についても、積極的に発信していく。

活動報告書（令和6年1月16日）

秘書・広報部（広聴課）

対 応

1 業務内容

市民からの問合せへの対応

発災以来、さいたまコールセンター及びわたしの提案において、市民からの問合せ等に対応

問合せ・提案受付件数、内容

| | さいたまコールセンター | | | | わたしの提案 | | | |
|------|-------------|-----|------------|-----|----------|-----|------------|-----|
| | 物資 援助 | 義援金 | 本市災 害対策 | その他 | 物資 援助 | 義援金 | 本市災 害対策 | その他 |
| 1/1 | | | 1 | 1 | | | | |
| 1/2 | 1 | | | | | | | |
| 1/3 | | | | | | | | |
| 1/4 | 1 | 3 | | | | | | |
| 1/5 | 2 | 4 | 1 | 1 | | | | |
| 1/6 | | 1 | | | | | | |
| 1/7 | | | 1 | 1 | | | | |
| 1/8 | 1 | | | | | | | |
| 1/9 | 4 | 2 | 1 | 1 | | | 3 | |
| 1/10 | 1 | 3 | 1 | | | | | |
| 1/11 | 4 | 2 | 2 | | | | | 1 |
| 1/12 | 3 | 1 | 2 | 1 | | | | |
| 1/13 | | | | | | | | |
| 1/14 | | | | 1 | | | | |
| 小計 | 17 | 16 | 9 | 6 | | | 3 | 1 |
| 合計 | 48 | | | | 4 | | | |

2 今後の対応

引き続き、市民からの問合せ等への的確に対応していく。

活動報告書（令和6年1月16日）

財政・被害調査部（税制課）

対 応

1 概要

1月12日（金）に国税庁が、令和6年能登半島地震による被災納税者に対する納期限等の延長を実施したことを受け、本市においてもさいたま市市税（森林環境税を含む。）の申告、申請、請求その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付、納入に関する期限を延長するもの。

※ 本件については、1月16日（火）14時00分に記者投げ込み済み。

2 指定区域及び延長後の期限（令和6年1月16日告示予定）

| 指定区域 | 申告等の期限 |
|---------|------------|
| 富山県、石川県 | 別に告示で定める期限 |

※ 国税の納期限についても、同じ指定地域により国税庁が告示済み。

3 対象件数（令和6年1月15日現在）

| 対象となる納期限 | 該当数（件） |
|--------------------------|--------|
| 令和5年度分の固定資産税及び都市計画税の納期限 | 102 |
| 令和5年度分の軽自動車税の納期限 | 0 |
| 令和5年度分の普通徴収に係る個人の市民税の納期限 | 24 |

4 対象納税義務者への周知方法

- 個人住民税（普通徴収）及び固定資産税等について、被災者向け通知文を作成し、郵送で対象者へ送付（令和6年1月19日（金）発送予定）

※ 1月15日現在、一部地域で大幅な遅れが発生しているが、郵便の配達は実施されているものと推測されるため、対象者全員へ郵送予定

- 上記のほか、ホームページによる周知（SNSなどによる周知も検討）。

活動報告書（令和6年1月16日）

保健衛生部（病院施設管理課）

対 応

1 業務内容

- ・被災場所（老人施設・被災施設）等への巡回、患者及び物資の搬送

2 応援枠組み

- ・被災都道府県等を通じた支援要請及び、所管省庁の調整に基づく、DMAT の派遣要請

3 派遣先

- ・石川県 珠洲市
※ 参集場所は珠洲市健康増進センター

4 派遣者

- ・さいたま市職員 さいたま市立病院 DMAT（4名）
※ 1チーム4名（医師1名、看護師2名、業務調整員1名）で編成

5 派遣期間

- ・令和6年1月12日（金）から令和6年1月17日（水） 6日間（予定）

6 今後の対応

- ・珠洲市の DMAT 活動メンバーとして、被災場所の巡回（2名1組）をしている。また、状況により患者搬送や物資搬送等の支援を行っている。
- ・令和6年1月14日 AM、厚生労働省 DMAT 事務局から埼玉県医療整備課を通じ、DMAT 派遣（第6次）の要請があった。1月18日から2月4日までの期間（三日間を一区切り）に派遣可能な期間の調整を行い、回答することとなっている。



活動報告書（令和6年1月16日）

保健衛生部（保健衛生総務課）

対 応

1 業務内容

被災地における住民の健康相談、衛生管理業務
在宅における要支援者の健康管理業務

2 応援枠組み

厚生労働省を通じた石川県からの要請に基づく、保健師等職員派遣

3 派遣先

石川県輪島市 門前地区

4 派遣者

さいたま市職員 4～7名（保健師2～3名及び事務職員2～4名）
※1チーム4～7名で編成し、6日間交代

5 派遣期間

令和6年1月14日（日曜日）から令和6年3月1日（金曜日）
※1月15日（月曜日）から業務開始

6 今後の対応

保健師等派遣については、被災地の状況を踏まえ、適宜、派遣期間及び派遣者の変更を行う。



活動報告書（令和6年1月16日）

福祉部（福祉総務課）

対 応

●災害義援金箱の設置

1 業務内容

災害義援金箱の設置



2 設置期間

令和6年1月4日（木）から令和6年12月27日（金）

3 設置場所

各区役所総合案内

4 義援金の使途

日本赤十字社を通じて被災者へ送金

5 義援金額

2,054,871円（令和6年1月12日現在）

活動報告書（令和6年1月16日）

福祉部（福祉総務課）

対 応

●災害弔慰金、災害障害見舞金の支給

1 業務内容

さいたま市災害弔慰金の支給等に関する条例及び条例施行規則により、自然災害により死亡した市民の遺族に対して災害弔慰金の支給を、また、自然災害により精神的又は身体に著しい障害を受けた者に対して、災害障害見舞金の支給を行う

2 支給対象者、支給額

| 災害弔慰金、災害障害見舞金 | | |
|---------------|---|---|
| 災害弔慰金 | 支給対象 | 市民が災害により死亡した場合 |
| | 支給額 | 主たる生計者が死亡した場合 5,000,000円 それ以外の者が死亡した場合 2,500,000円 |
| 災害障害見舞金 | 支給対象 | 災害による負傷・疾病により精神、身体に障害が発生した場合 |
| | 支給額 | 主たる生計者に発生した場合 2,500,000円 それ以外のものに発生した場合 1,250,000円 |
| 支給の制限 | 災害弔慰金は、次に該当する場合には支給しないものとする。 1 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重人な過失により生じたものである場合 2 災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和48年政令第374号）第2条で規定する厚生労働大臣が定める支給金が支給された場合 | |

活動報告書（令和6年1月16日）

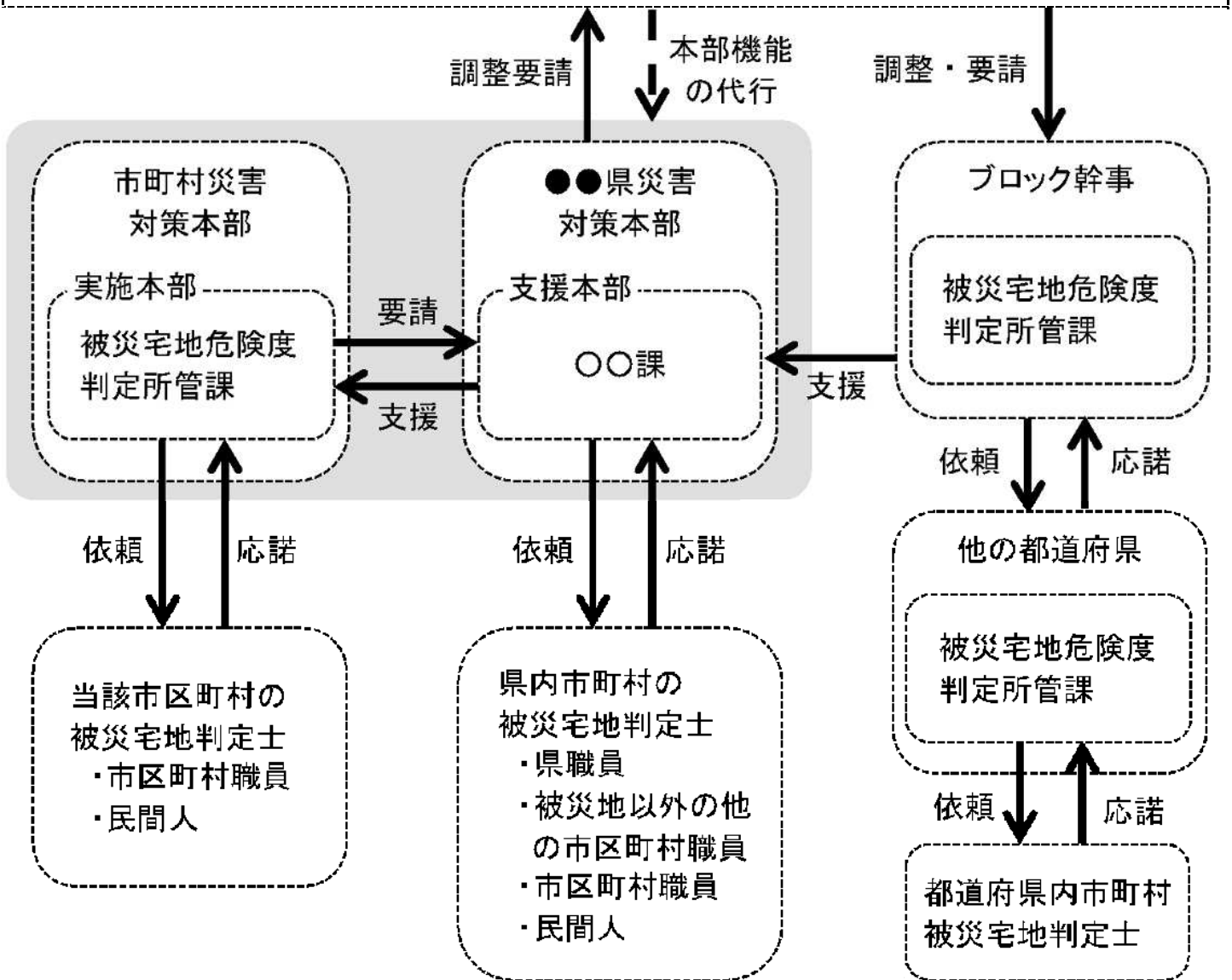
環境部（資源循環政策課）

| 対 | 応 |
|---|---|
| <p>1 業務内容 能登半島地震における災害廃棄物処理支援</p> | |
| <p>2 応援枠組み 環境省から依頼された全国都市清掃会議が要請する避難所ごみ及び生活ごみの収集運搬職員派遣</p> | |
| <p>3 派遣先 輪島市、能登町、珠洲市等</p> | |
| <p>4 派遣者 さいたま市職員 6名 ※1チーム6名で編成し、7日間交代</p> | |
| <p>5 派遣期間 未定 ※ 現在は、派遣先の要望でごみ収集車8台の支援を要請されており、1月16日から大阪市(3台)、神戸市(3台)、横浜市(1台)、川崎市(1台)の4市(計8台)で支援する。 ※ 今後、全国都市清掃会議から要請された場合、迅速に派遣できるよう準備は整っている。</p> | |
| <p>6 今後の対応 災害ごみの収集業務に対する職員派遣については、被災地の状況を踏まえ、継続的な支援を行う。</p> | |

活動報告書（令和6年1月16日）

復旧計画部（都市計画課）

| 対 | 応 |
|---|---|
| 1 業務内容 被災宅地危険度判定への職員派遣 | |
| 2 応援枠組み 国の「被災宅地危険度判定広域支援マニュアル」に基づく、被災宅地危険度判定士の派遣 | |
| 3 派遣先 未定 | |
| 4 派遣者 未定 | |
| 5 派遣期間 未定 | |
| 6 今後の対応 被災宅地危険度判定広域支援は、被災県が必要に応じて国土交通省へ支援要請し、国土交通省より関東ブロック幹事（千葉市）に調整及び要請を行い、その後、埼玉県を通じ、本市に依頼が来ることとなっております。 現在、石川県では、被災宅地危険度判定広域支援の要否について、市町の状況を踏まえつつ検討を行っているとしています。 今後、広域支援要請があった場合には、危険度判定士派遣の検討をいたします。 なお、石川県以外の自治体については、支援要請が無い旨の連絡を千葉市から受けています。 | |



活動報告書（令和6年1月16日）

施設復旧部（住宅政策課）

対 応

1 業務内容

被災され、住宅に困窮している方への市営住宅の提供

2 応援枠組み

国土交通省からの協力要請に基づく、公営住宅の提供

3 派遣先 ※提供する市営住宅

市営辻水深団地10戸（さいたま市南区辻8-26-1他）

約33～39㎡の2K又は2UKの住戸（和室2間、Uの場合は納戸有）

風呂トイレ別、駐車場提供予定（別途、寝具について福祉総務課を通じて日本赤十字社より提供を受ける予定）

使用料及び敷金は免除（共益費等は各自負担）

4 派遣者

なし

5 派遣期間 ※提供期間

令和6年1月10日（水曜日）から当面の間

提供期間は入居日から6ヶ月（延長可）

6 今後の対応

入居に係る相談があった場合、住戸の調整を行い、すみやかに提供を行う。

また、国土交通省から、受け入れにあたり、他部局と情報共有を行うとともに、避難先の生活において参考となる情報の提供や個々の必要に応じたサポートを受けられるようにするなどの配慮を行うよう、通知が発出されていることから、今後関係部局に対して、被災者に対して提供できる支援について照会を行う予定である。



事務連絡

令和6年1月11日

各都道府県・指定都市 住宅担当部長 殿

国土交通省住宅総合整備課長

令和6年能登半島地震の被災者を公営住宅等に受け入れに当たっての配慮のお願い

令和6年能登半島地震の被災者に対する公営住宅等の提供について、積極的にご協力いただきありがとうございます。

今後、各事業主体からいただいた公営住宅等の提供情報をもとに、被災者の公営住宅等への入居が進められていくものと思います。被災者の入居に当たっては、高齢者や障害者、医療的ニーズのある方、子育て世帯等の避難先での生活の安定を確保する観点から、入居予定者の個々の状況を踏まえて、公衆衛生担当部局や介護保険担当部局、障害保健福祉担当部局、子ども・子育て支援担当部局、教育委員会などの関係部局とも情報共有を行い、避難先の生活において参考となる情報の提供や個々の必要に応じたサポートを受けられるようにするなどの配慮をしていただくようお願いします。

なお、貴管内事業主体（指定都市を除く。）にもこの旨周知をお願いします。

活動報告書（令和6年1月15日）

施設復旧部（下水道総務課）

対 応

1 業務内容

下水道施設の被災調査に関する支援

2 応援枠組み

国土交通省、都道府県、政令指定都市等で定めた「下水道事業における災害時支援に関するルール」に基づく職員派遣

3 派遣先

石川県 輪島市

4 派遣者

下水道職員（土木職）4名

※1チーム4名で編成し、7日間交代

5 派遣期間

令和6年1月11日（木曜日）から当面の間

6 今後の対応

被災地の状況を踏まえ、継続的な支援を行う。



活動報告書（令和6年1月16日）

施設復旧部（建築総務課）

| 対 | 応 |
|--|---|
| <p>1 業務内容 被災地での応急仮設住宅の建設等に関する業務 （工事の進捗管理、請負金額の確認等）</p> | |
| <p>2 応援枠組み 国土交通省独自の派遣依頼要請</p> | |
| <p>3 派遣先 石川県内の応急仮設住宅建設地</p> | |
| <p>4 派遣者 建築職4名、電気職1名、機械職1名</p> | |
| <p>5 派遣期間 2月5日から2月18日まで（2週間） （1週間毎の分割）</p> | |
| <p>6 今後の対応 建築部、南北建設事務所建築指導課及び建築審査課にて人員調整済み。 1月15日にさいたま市3名（1週間毎の6名）派遣可能と回答。 後日、国土交通省より正式な派遣要請予定。</p> | |

活動報告書（令和6年1月16日）

施設復旧部（建築総務課）

| 対 | 応 |
|---|---|
| 1 業務内容 被災地での被災建築物応急危険度判定業務 | |
| 2 応援枠組み 国土交通省より応急危険度判定実施のための全国支援の準備要請 | |
| 3 派遣先 未定 | |
| 4 派遣者 さいたま市職員 4名派遣可能と回答（判定期間3日間を想定） | |
| 5 派遣期間 実施なし （1月10日付けにて正式な派遣要請がない旨連絡あり） | |
| 6 今後の対応 現在、石川県が所属する中部圏ブロックからの派遣で概ね判定員が確保できる旨の連絡がありましたが、余震が続いていることから、再度要請があった際に備えて準備態勢を確保していく。 | |

活動報告書（令和6年1月16日）

消防部（警防課）

対 応

1 業務内容

緊急消防援助隊出動に備えた情報収集

令和6年1月1日（月）

- 16時12分 さいたま市消防局は、国が定める緊急消防援助隊基本計画に基づく出動計画において、出動隊に指定されている新潟県及び富山県での災害の影響が考えられたことから、出動に備えて情報収集を行いました。（消防局警防部警防課6名）
- 16時33分 埼玉県から、さいたま市消防局を含む緊急消防援助隊埼玉県大隊の出動は、現時点ではないとの連絡を受けました。

2 今後の対応

現在、国が定めた計画以外の都市においても出動しており、長期間の活動が続いている状況を踏まえ、引き続き、情報収集の継続及び関係機関との情報共有を行います。

活動報告書（令和6年1月16日）

水道部（水道総務課）

対 応

1 業務内容

被災地の応急給水活動への職員派遣

- ・ 総合病院受水槽への給水
- ・ 給水所の撤収

2 応援枠組み

「19 大都市水道局災害相互応援に関する覚書」に基づく職員派遣

3 派遣先

新潟県新潟市西区

4 派遣者

さいたま市職員 4名

※給水車4 t、サポートカー1台（応急復旧班と共用）

5 派遣期間

令和6年1月2日（火曜日）から令和6年1月4日（木曜日）

6 今後の対応

復旧の見通しが立ったため、新潟市からの要請が終了



活動報告書（令和6年1月16日）

水道部（水道総務課）

対 応

1 業務内容

被災地の応急復旧活動への職員派遣
・新潟市西区内の配水管等の漏水修繕

2 応援枠組み

「19 大都市水道局災害相互応援に関する覚書」に基づく職員派遣

3 派遣先

新潟県新潟市西区

4 派遣者

さいたま市職員 5名
さいたま市管工事業協同組合加盟の施工事業者 9名
※修繕車両10台、サポートカー1台（応急給水班と共用）

5 派遣期間

令和6年1月2日（火曜日）から令和6年1月4日（木曜日）

6 今後の対応

復旧の見通しが立ったため、新潟市からの要請が終了



活動報告書（令和6年1月16日）

水道部（水道総務課）

対 応

1 業務内容

被災地の応急給水活動への職員派遣

- ・給水場所での自衛隊と国土交通省の給水車への補給
- ・小学校、介護老人保健施設の受水槽への給水
- ・給水場所での応急給水、町有施設の受水槽への給水

2 応援枠組み

公益社団法人日本水道協会の要請に基づく職員派遣

3 派遣先

石川県羽咋郡志賀町

4 派遣者

さいたま市職員 4名

※給水車4t、サポートカー1台

5 派遣期間

令和6年1月6日（土曜日）から令和6年1月10日（水曜日）

6 今後の対応

要請に応じて派遣職員を交替し活動



活動報告書（令和6年1月16日）

水道部（水道総務課）

対 応

1 業務内容

被災地の応急給水活動への職員派遣

- ・ 仮設水槽 8 基の持ち込み
- ・ 小学校や公民館、市有施設での応急給水

2 応援枠組み

公益社団法人日本水道協会の要請に基づく職員派遣

3 派遣先

石川県輪島市及び羽咋郡志賀町

4 派遣者

さいたま市職員 4 名

※トラック 1 台、給水車 4 t、サポートカー 1 台

5 派遣期間

令和6年1月14日（日曜日）から当面の間

6 今後の対応

要請に応じて派遣職員を交替し活動予定



活動報告書（令和6年1月16日）

水道部（水道総務課）

| 対 | 応 |
|---|---|
| 1 業務内容 被災地の応急復旧活動への職員派遣 | |
| 2 応援枠組み 公益社団法人日本水道協会の要請に基づく職員派遣 | |
| 3 派遣先 石川県羽咋郡志賀町 | |
| 4 派遣者 さいたま市職員 4名 さいたま市管工事業協同組合加盟の施工事業者 5名 ※修繕車両6台 | |
| 5 派遣期間 令和6年1月16日（火曜日）から当面の間 | |
| 6 今後の対応 要請に応じて派遣職員を交替し活動予定 | |